

議案第 1 号

町田市立学校の通学区域に関する規則の
一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2024年4月12日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、町田市立学校設置条例の改正に伴い、2025年4月1日に新設される本町田ひなた小学校及び成瀬小学校の通学区域を定めるとともに、これらの小学校の新設に伴い、周辺の小学校の通学区域を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校の通学区域に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市立学校設置条例の改正に伴い、2025年4月1日に新設される本町田ひなた小学校及び成瀬小学校の通学区域を定めるとともに、これらの小学校の新設に伴い、周辺の小学校の通学区域を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 町田第一小学校、町田第四小学校、藤の台小学校、つくし野小学校、高ヶ坂小学校、成瀬中央小学校、金井小学校及び忠生第三小学校の通学区域に関する規定を改めます。(別表第1関係)
- (2) 本町田東小学校及び本町田小学校に関する規定を削るとともに、本町田ひなた小学校に関する規定を加えます。(別表第1関係)
- (3) 南第二小学校及び南成瀬小学校に関する規定を削るとともに、成瀬小学校に関する規定を加えます。(別表第1関係)
- (4) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

町田市立学校の通学区域に関する規則（昭和34年7月町田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表		別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、本町田、南大谷の各一部	町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、 <u>旭町二丁目</u> 、本町田、南大谷の各一部
略	略	略	略
町田第四小学校	森野一、二、三、 <u>四、五、六丁目</u> 、 <u>旭町二丁目</u> の全部	町田第四小学校	森野一、二、三、 <u>五丁目</u> の全部、 <u>森野四、六丁目</u> の各一部
略	略	略	略
藤の台小学校	薬師台一、二、三丁目、藤の台三丁目、 <u>金井町</u> 、金井一、三、五丁目の全部、野津田町、金井二丁目の各一部	藤の台小学校	薬師台一、二、三丁目、藤の台三丁目、金井一、三、五丁目の全部、 <u>藤の台二丁目</u> 、野津田町、 <u>金井町</u> 、金井二丁目の各一部
本町田ひなた小学校	<u>藤の台一、二丁目の全部</u> 、本町田の一部	本町田小学校	<u>旭町二丁目</u> 、本町田、木曾東四丁目の各一部
略	略	略	略
略	略	南第二小学校	<u>成瀬五、六丁目</u> 、南成瀬四、五、六、七丁目の全部、成瀬七丁目の一部
略	略	略	略
つくし野小学校	つくし野一、二、三、四丁目の全部	つくし野小学校	つくし野一、二、三、四丁目、 <u>南成瀬八丁目</u> の全部
略	略	略	略

高ヶ坂小学校	高ヶ坂六丁目の全部、西成瀬一丁目、高ヶ坂二、三、四、五、七丁目の各一部
成瀬中央小学校	成瀬一、二、三、四丁目の全部、西成瀬二、三丁目の各一部
南つくし野小学校	略
成瀬小学校	成瀬五、六、七、八丁目、南成瀬一、二、三、四、五、六、七、八丁目の全部
略	略
金井小学校	金井ヶ丘一、二、三、五丁目、金井七、八丁目の全部、玉川学園四、五丁目、金井ヶ丘四丁目、金井二丁目の各一部
略	略
忠生第三小学校	木曾町、木曾東一、四丁目の全部、木曾東二、三丁目、木曾西四、五丁目の各一部
略	略

高ヶ坂小学校	高ヶ坂六丁目の全部、 <u>成瀬八丁目</u> 、西成瀬一丁目、高ヶ坂二、三、四、五、七丁目の各一部
成瀬中央小学校	成瀬一、二、三、四丁目の全部、 <u>成瀬七丁目</u> 、西成瀬二、三丁目の各一部
南成瀬小学校	<u>南成瀬一、二、三丁目の全部</u> 、 <u>成瀬八丁目の一部</u>
南つくし野小学校	略
略	略
金井小学校	金井ヶ丘一、二、三、五丁目、金井七、八丁目の全部、玉川学園四、五丁目、 <u>本町田</u> 、 <u>藤の台二丁目</u> 、金井ヶ丘四丁目、金井二丁目の各一部
略	略
忠生第三小学校	木曾町、木曾東一丁目の全部、 <u>森野四、六丁目</u> 、木曾東二、三、 <u>四丁目</u> 、木曾西四、五丁目の各一部
略	略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

本町田地区及び南成瀬地区 通学区域変更内容









